

別 紙

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱

昭和 6 2 年 7 月 3 0 日
厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号

最終改正

〔令和 6 年 5 月 1 3 日
厚生労働省 発 健 生 0 5 1 3 第 2 号〕

(通則)

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）（以下「精神保健福祉法」という。）第 7 条及び第 1 9 条の 1 0 に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）（以下「感染症法」という。）第 6 2 条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V 検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 9 4 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業（（24）、（25）、（25の2）、（26）、（26の2）、（31）、（31の2））については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、（36）、（38）及び（41）に係る整備事業については、交付の対象としない。

- （1）精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神科病院等」という。）の施設及び設備整備事業並びに同法第19条の10第2項に規定する営利を目的としない法人（以下「非営利法人」という。）が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村（一部事務組合を含む。）が設置する精神科病院等の設備整備事業。

ただし、平成27年度以降新規の施設整備事業については、原則として、次に定める精神病床数に関する条件を満たさなければならないこと。

○新設又は増設の場合

新設又は増設によって増加する精神病床数と都道府県内の既存の精神病床数の合計が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回らないこと。

○改築の場合

都道府県内の既存の精神病床数が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回っている場合は、改築する病棟の精神病床数を

10%以上削減すること。

ただし、精神病床の基準病床数と都道府県内の既存の精神病床数の差が、改築する病棟の精神病床数の10%以下である場合は、その差分を削減すればよいこと。

また、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。

- （2）精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県が設置する精神保健福祉センター及び指定都市（指定都市になることが、政令の公布により明らかにされた市を含む。）が設置する精神保健福祉センターの施設及び設備整備事業
- （3）地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。以下同じ。）の施設整備事業及び地方公共団体が設置する精神科デイ・ケア施設の設備整備事業
- （4）都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の7第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業
- （5）昭和59年1月14日衛発第23号厚生省公衆衛生局長通知「農山村保健対策の推進について」の別紙「農村検診センター整備要綱」により医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年8月厚生省告示第167号）第5号に該当する者が設置する農村検診センターの施設整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- （6）平成4年6月2日衛乳第115号厚生省生活衛生局長通知「食肉衛生検査所の整備について」の別紙「食肉衛生検査所整備要綱」及び平成14年3月29日食発第0329002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備の実施について」の別紙「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備実施要綱」により都道府県及び政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）が設置する食肉衛生検査所の施設及び設備整備事業
- （7）平成15年6月26日食発第0626002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「市場衛生検査所設備等整備事業について」の別紙「市場衛生検査所設備等整備

事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が設置する市場衛生検査所の設備整備事業

- (8) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業
- (9) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により社会福祉法人及び公益財団法人が設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業
- (10) 広島赤十字・原爆病院及び長崎原爆病院（以下「原爆医療施設」という。）の改築整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業
- (11) 広島市・長崎市が設置する原爆被爆者健康管理施設の設備整備事業
- (12) 日本赤十字社が原爆被爆者に多くみられる白血病等の診断のために原爆医療施設に設置する検査機器等の設備整備事業に要する費用に対する広島県又は長崎県の補助事業
- (13) 平成4年8月6日薬発第724号厚生省薬務局長通知「医薬分業推進支援センターの整備について」により都道府県薬剤師会及び法人格を有する郡市区薬剤師会が設置する医薬分業推進支援センターの施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (14) 平成4年12月10日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「結核患者収容モデル事業の実施について」により地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備事業
- (15) 平成11年12月14日健医発第1703号厚生省保健医療局長通知「多剤耐性結核専門医療機関整備事業の実施について」の別添「多剤耐性結核専門医療機関施設整備実施要領」により厚生労働大臣が認める者が整備する多剤耐性結核専門医療機関の施設整備事業
- (16) 平成6年6月23日健医発第746号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療拠点病院整備事業について」により地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置するエイズ治療拠点病院の施設及び設備整備事業
- (17) 公益財団法人結核予防会が設置する結核研究所の施設及び設備整備事業
- (18) 公益財団法人放射線影響研究所の施設整備事業

- (19) 平成16年9月10日健発第0910004号厚生労働省健康局長通知「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」の別紙「がん診療施設情報ネットワーク事業実施要綱」により都道府県、市町村、独立行政法人等が設置する全国がんセンター協議会の構成施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備整備事業
- (20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業
- (21) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業
- (22) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「難病相談支援センターの整備について」の別紙「難病相談支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が設置する難病相談支援センターの施設整備事業
- (23) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整備事業実施要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業
- (24) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業
- (25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業
- (25の2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
- (26の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者

が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(27) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化（結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。）に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27の2) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(28) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「造血幹細胞提供推進事業の実施について」の別紙「造血幹細胞提供推進事業実施要綱」により、造血幹細胞提供支援機関（日本赤十字社）が行う臍帯血バンクの設備整備事業

(29) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

(30) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業

(31) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業

(31の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する

都道府県の補助事業

- (32) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業
- (33) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業
- (34) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業
- (35) 平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、都道府県が行う施設及び設備整備事業
- (35の2) 平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」により、新型インフルエンザ等患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (36) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業
- (37) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業
- (38) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
マンモグラフィ検診実施機関	設備費	マンモグラフィ画像読影支援システム 16,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	マンモグラフィ画像読影支援システムの設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1

(交付額の下限)

- 6 3の(6)及び(23)の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに8に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(施設整備事業の場合)

ア 建物の設置場所

イ 建物の規模若しくは構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

ウ 病床数

エ 入所定員又は通所定員

(設備整備事業の場合)

ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量

イ 病床数

ウ 入所定員、通所定員又は利用定員

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月15日現在における事業遂行状況を別紙様式2により毎年度2月末日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

（補助事業者が地方公共団体の場合）

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又

は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式 7 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (14) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（13）に掲げる条件（（２）中入所定員及び通所定員を除く。）を付さなければならない。この場合において（１）から（５）、（７）及び（10）中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の 2 月 15 日」とあるのは「当該事業年度の 2 月 5 日」と「毎年度 2 月末日」とあるのは「毎年度 2 月 15 日」と「国庫」

とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と（６）中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と（９）及び（１０）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と（１０）中「別紙様式７」とあるのは「別紙様式８」と読み替えるものとする。

（１６）（１５）により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。

（１７）間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

８ この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙様式４による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度５月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（２）都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式４による申請書に関係書類を添えて、毎年度５月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（３）（１）及び（２）以外の場合

補助事業者は、別紙様式４による申請書に関係書類を添えて、毎年度５月末日までに厚生労働大臣等に提出するものとする。

（変更申請手続）

９ この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い毎年度１月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に地方厚生(支)局長に提出を行うものとし、地方厚生(支)局長は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)において同じ。)を行うものとする。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合、地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。
- (3) (1)又は(2)以外の場合、厚生労働大臣は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、別紙様式5による申請書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を地

方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方式、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。